

## 平成18年度独立行政法人大学評価・学位授与機構学位審査会（第4回）議事要旨

- 1 日 時 平成19年2月16日（金）10時30分～13時00分
- 2 場 所 学術総合センター 11階 1113会議室
- 3 出席者 岩村委員長，田中副委員長  
井上，瓜生，大塚，川島，北住，白井，瀧田，長澤，中司，中原，野坂，  
橋本，六車の各委員  
(機構側出席者)  
木村機構長，山本理事，濱中助教授，宮崎助教授，森助教授，吉川助教授，  
後藤管理部長，古田総務課長，桑原会計課長，鈴木学位審査課長
- 4 平成18年度学位審査会（第3回）議事要旨について  
確定版として配付された。
- 5 議 事
  - (1) 短期大学及び高等専門学校卒業生等に係る学士の学位授与の審査について  
学位審査課長から，資料2-1及び2-2に基づき，平成18年度10月期の短期大学及び高等専門学校の卒業生等に対する学位授与に係る各専門委員会・部会の総合判定案について説明の後，審査委員のうち審査を担当した各委員から，審査結果について報告があった。  
これらの説明，報告の後，学士の学位授与について，申請者2,345人のうち，2,210人が「合格」，135人が「不合格」と判定された。  
ただし，合格者のうち認定専攻科修了見込みの申請者2,014人については，現時点では合格見込みであるため，単位の修得結果を確認した上で，最終的な合否を判定することとされた。
  - (2) 認定課程修了者に係る博士の学位授与の審査について  
学位審査課長から，資料3に基づき，平成18年9月の認定課程修了者に対する博士の学位授与に係る「論文の審査」及び「口頭試問」の判定案について説明の後，審査を担当した医学・薬学専門委員会医学部会の委員から，審査結果について報告があった。  
これらの説明，報告の後，博士の学位授与について，防衛医科大学校医学教育部医学研究科修了者21人が「合格」と判定された。
  - (3) 認定課程修了者に係る修士の学位授与の審査について  
学位審査課長から，資料4に基づき，昨年8月の学位審査会において判定を留保された職業能力開発総合大学校研究課程修了者1人に対する「論文の審査」及び「口頭試問」の判定案について説明の後，審査を担当した工学・芸術工学専門委員会建築学部会の委員から，審査の経緯等について報告があった。これらの説明，報告の後，修士の学位授与について，「合格」と判定された。

(4) 認定課程修了予定者に係る修士の学位授与の審査について

学位審査課長から、資料5に基づき、防衛大学校理工学研究科前期課程及び総合安全保障研究科並びに職業能力開発総合大学校研究課程を平成19年3月修了予定の留学生13人に係る修士の学位授与の申請予定について説明があり、審議の結果、同留学生については、帰国前の3月中に「論文の審査」及び「口頭試問」を行うことが了承された。

(5) 認定課程修了予定者に係る学士の学位授与の審査について

学位審査課長から、資料6に基づき、平成19年3月の認定課程修了予定者（防衛大学校本科421人、防衛医科大学校医学教育部58人、独立行政法人水産大学校本科173人、海上保安大学校本科33人、気象大学校大学部16人、職業能力開発総合大学校長課程235人、国立看護大学校看護学部94人の合計1,030人）に係る学士の学位授与の審査手続について説明があり、審議の結果、3月の正式な申請を受けた後、各教育施設の長が発行する証明書に基づき、当該大学校の所定の課程を修了し、大学設置基準に規定される単位以上を修得したことを確認の上、審査を委員長に一任することが了承された。

(6) 短期大学及び高等専門学校専攻科に係る認定の審査について

学位審査課長から、資料7-1及び7-2に基づき、平成18年9月に申出のあった短期大学及び高等専門学校専攻科の認定に関し、審査を担当した各専門委員会・部会の判定案について説明の後、審査委員のうち審査を担当した各委員から、審査結果について報告があった。

これらの説明、報告の後、認定の可否について、申出のあった5校7専攻（短期大学専攻科4校6専攻、高等専門学校専攻科1校1専攻）すべてが「可」と判定された。

(7) 平成18年度認定専攻科に係る教育の実施状況等の審査について

学位審査課長から、資料8-1及び8-2に基づき、短期大学及び高等専門学校専攻科に係る教育の実施状況等の審査に関し、審査を担当した各専門委員会・部会の判定案について説明の後、審査委員のうち審査を担当した各委員から、審査結果について報告があった。

これらの説明、報告の後、教育の実施状況等の適否について、審査対象となった25校38専攻（短期大学専攻科15校15専攻、高等専門学校専攻科10校23専攻）すべてが「適」と判定された。

(8) 平成18年度認定課程に係る教育の実施状況等の審査について

学位審査課長から、資料9-1及び9-2に基づき、各省庁大学校の認定課程に係る教育の実施状況等の審査に関し、審査を担当した各専門委員会・部会の判定案について説明の後、審査委員のうち審査を担当した各委員から、審査結果について報告があった。

これらの説明、報告の後、教育の実施状況等の適否について、審査対象となった2校4課程すべてが「適」と判定された。

(9) 専攻区分「口腔保健衛生学」に係る修得単位の審査の基準について

学位審査課長から、資料10に基づき、専攻分野「口腔保健学」、専攻区分「口腔保健衛生学」の新設及び修得単位の審査の基準について説明の後、調査研究協力者による会議に陪席した中原委員から、当該専攻分野及び専攻区分の必要性や名称、また、修得単位の審査の基準について補足説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

(10)理学専門委員会「総合理学部会」及び口腔保健学専門委員会「口腔保健衛生学部会」の設置について

学位審査課長から、資料11に基づき、理学専門委員会「総合理学部会」及び口腔保健学専門委員会「口腔保健衛生学部会」の設置について説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

(11)専攻基準の一部改正について

学位審査課長から、資料12に基づき、専攻区分「音楽」に係る選考基準の一部改正について説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

(12)平成19年度の審査スケジュールについて

学位審査課長から、資料13に基づき、平成19年度の審査スケジュールについて説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

(13)その他

必要に応じ開催することとしていた3月の学位審査会については、議事5の認定課程修了予定者に係る学士の学位授与の審査が委員長に一任されたことから、開催しないこととされた。

以 上